

第140回

定時株主総会
招集ご通知開催
日時2025年6月20日（金曜日）
午前10時 受付開始：午前9時開催
場所当行本店3階大会議室
群馬県前橋市元総社町194番地決議
事項第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

議決権の事前行使にご協力ください

インターネット等または書面による
議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時まで



事前質問受付期限

2025年6月11日（水曜日）
午後5時まで

事後動画配信のご案内

株主総会の様子を後日インターネットにてご覧いただけます。



詳しくはP.6

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から群馬銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当行は1932年設立以来、さまざまな社会・経済の変遷のなかで、地域のリーディングバンクとして地域社会の発展を常に考え、行動するとともに、経営体質の強化に努め、今日の基盤を築いてまいりました。これもひとえに株主の皆さまの温かいご理解、ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

人口減少やデジタル技術の進展、脱炭素化の流れなどにより、地域においては生産性の向上や環境対策への取組みなどが求められています。こうしたなか、地域経済を活性化させるためには、新たなビジネスの創出や事業承継の支援、地域のキャッシュレス化に向けた取組みや環境分野への投資など、地域金融機関が果たすべき役割は極めて大きいと認識しております。

当行は2025年4月から2028年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「Growth with “Purpose” ～地域と群馬銀行グループの持続的な成長に向けて～」をスタートいたしました。当行グループのパーパス「私たちは『つなぐ』力で地域の未来をつむぎます」の深化に向け、基本方針である「社会的価値・経済的価値の好循環の構築」と「持続的な成長を支える事業基盤の強化」に基づいた様々な取組みを通じて、地域とお客さま、当行グループの持続的な成長を目指してまいります。

第140回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。



2025年5月
代表取締役頭取 深井 彰彦

▶ 群馬銀行グループ「パーパス」

私たちは「つなぐ」力で 地域の未来をつむぎます

■ 「つなぐ」力

1932年に群馬大同銀行として誕生した私たちの原点は、お金の貸し手と借り手を「つなぐ」こと。すなわち、お金をお預かりし、それをお貸しして経済を循環させることであり、これからも私たちの主要な役割であり続けます。

さらに、お金（金融）だけではなく、地域・企業・人々を「つなぐ」ことや、私たちが持つサービスや情報などの資源を地域・企業・人々に「つなぐ」ことを通して、さまざまな価値と価値をつないだり、新たな価値を生み出したりすることが、社会から期待されていると考えています。

こうした社会からの期待に応えるために、これまでに培ってきた私たちならではの強みを活かしつつ、私たち一人ひとりが「つなぐ」ことに取組んでいきます。

例えば、私たちのネットワークや情報力を活かして、私たちが持つ資源をお客さまに「つなぐ」ことで経営課題を解決したり、後継者が未定のお客さまに次世代の担い手を「つなぐ」ことでお客さまや地域の未来を持続的にしたり、世界の投資機会をお客さまに「つなぐ」ことでお客さまの未来を豊かで安心にする、といったことが挙げられます。ひとつひとつの「つなぐ」は小さなことかもしれませんが、たくさんの「つなぐ」が、やがて利根川のように大きな流れとなり、地域の豊かな未来につながっていきます。

■ 地域の未来をつむぐ

「地域」とは、私たちが本店を置く群馬県だけを表現するのではなく、私たちのネットワークがおおよぶ地域や企業・人々といったステークホルダー全般を表現しています。

私たちが「つなぐ」力をもとに目指すべき「未来」は、経済的な豊かさだけではなく、地球環境の保全や、高齢化・人口減少など社会課題への取り組みを通じた持続可能な社会です。「つむぐ（紡ぐ）」という言葉は、繭（まゆ）から取出した繊維をより合わせて糸を作ることを意味しますが、私たちが本店を置く群馬県は、世界遺産である富岡製糸場に象徴される繊維産業を中心に発展してきた地域です。こうした郷土の歴史を大切にしつつ、地域の豊かな未来をつむいでいく存在でありたいと考え、「つむぐ」という言葉に思いを込めました。

私たち群馬銀行グループは、「つなぐ」力で、地域のみなさまとともに、豊かな未来をつむいでいきます。

（2021年11月20日制定）

証券コード8334
2025年5月30日
(電子提供措置の開始日2025年5月21日)

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町194番地

株式会社 群馬銀行

代表取締役頭取 深井彰彦

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第140回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.gunmabank.co.jp/ir/kabusiki/kabusiki4.html>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「群馬銀行」又は「コード」に当行証券コード「8334」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時

2. 場 所 群馬県前橋市元総社町194番地 当行本店3階大会議室

3. 目的事項

報告事項

- 第140期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
- 第140期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) インターネット等と議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当行定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」「その他」
②計算書類
③連結計算書類
なお、監査役および会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- (3) 電子提供措置事項に修正が生じた場合、本招集ご通知に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使	郵送による議決権行使	ご出席による議決権行使
 お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り、又は当行指定の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。 詳細は6ページに記載がございます。  議決権行使ウェブサイト https://www.e-sokai.jp 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時まで	 同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時到着分まで	 議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。 代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。 なお、代理人は1名とさせていただきます。 株主総会開催日時 2025年6月20日（金曜日） 午前10時 受付開始：午前9時

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、当行ウェブサイトにて事前質問の受付をさせていただきます。

頂戴しましたご質問の中で、株主の皆さまの関心の高い事項につきましては、株主総会にてご回答させていただきます。詳細については本招集ご通知に同封のご案内文をご参照ください。

URL : <https://8334.ksoukai.jp/>



・ご質問は1名様2問まで、1問あたり200字以内で簡潔にお願いいたします。

【受付期限】

2025年6月11日（水）午後5時まで

※ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただき、個別事案への質問はお受けすることができません。なお、事前に承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではございませんので、予めご了承下さい。

事後動画配信のご案内

ご来場いただくことができなかった株主さまにも、その模様をご覧いただけるよう、

本株主総会の一部を、後日インターネット上で事後動画配信いたします。

配信URL : <https://www.gunmabank.co.jp/ir/kabusiki/kabusiki4.html>



株主総会資料の電子提供制度にかかる当行の方針について

会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が導入されております。

本株主総会におきましても、議決権行使基準日（2025年3月31日）までに書面交付請求をされていない株主さまには、情報提供とSDGsの観点から紙資源の削減を両立できるよう抜粋した事項をサマリー版としてご送付しております。

次回以後の株主総会について、書面による株主総会資料の提供を希望される株主さまは、次回の議決権行使基準日までに当行株主名簿管理人（三井住友信託銀行(株)）又はお取引の証券会社で「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

電子提供制度に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-252-455

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。

STEP 2

インターネットによる議決権行使についてを
 お読みいただき、「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使
 コード」を入力し、「ログイン」をクリック
 「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

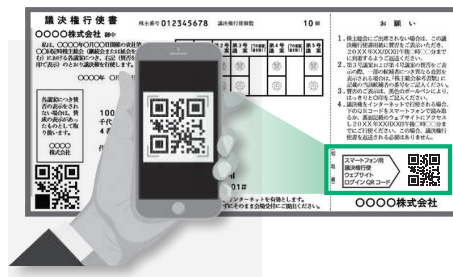
〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

スマートフォンの場合

「スマート行使」をご利用ください

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。



スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。（QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。）

インターネットによる議決権行使に関する お問い合わせ先



インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては
 下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分は、内部留保に意を用いるとともに収益状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、期末配当金については前期比13円増加の25円、中間配当金20円を合わせた年間配当金は前期比23円増加の45円となります。また、これに伴う当期の配当性向は親会社株主に帰属する当期純利益に対して39.5%、自己株式取得額を合わせた株主還元率は50.7%となります。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	普通株式 1 株につき 金25円 配当総額 9,559,722,375円 (なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いいたしますので、当期の年間配当金は1株につき45円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月23日

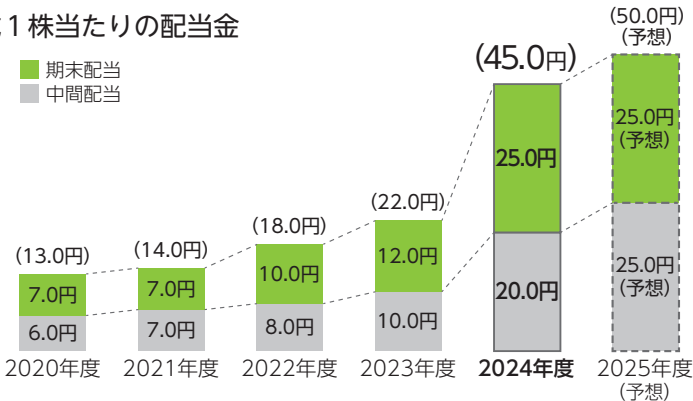
2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金 10,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 10,000,000,000円

(ご参考①) 株主還元方針

配当につきましては、配当の維持または増配を行う累進配当を基本とします。配当性向は親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目安とし、利益成長を通じて増配を実現していきます。
また、自己株式の取得は、資本水準や資本効率、成長投資機会や市場動向を踏まえて機動的に実施します。

(ご参考②) 普通株式1株当たりの配当金



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番号	氏 名	現在の当行に おける地位	性 別	取締役会 出席状況
1	再任 深井彰彦 ふか い あき ひこ 深 井 彰 彦	取締役頭取	男性	12回中12回出席 (100%)
2	再任 入澤広之 いり さわ ひろ ゆき 入 澤 広 之	取締役副頭取	男性	12回中12回出席 (100%)
3	再任 後藤明弘 ご とう あき ひろ 後 藤 明 弘	専務取締役	男性	12回中12回出席 (100%)
4	再任 武井勉 たけ い つとむ 武 井 勉	専務取締役	男性	12回中12回出席 (100%)
5	再任 内堀剛夫 うち ぼり たけ お 内 堀 剛 夫	専務取締役	男性	12回中12回出席 (100%)
6	再任 堀江明彦 ほり え あき ひこ 堀 江 明 彦	常務取締役	男性	10回中10回出席 (100%)
7	再任 近藤潤 こん どう じゅん 近 藤 潤	社外取締役候補者 独立役員	男性	12回中12回出席 (100%)
8	再任 西川久仁子 にし かわ く に こ 西 川 久 仁 子	社外取締役候補者 独立役員	女性	12回中12回出席 (100%)
9	再任 大杉和人 おお すぎ かず ひと 大 杉 和 人	社外取締役候補者 独立役員	男性	12回中11回出席 (91%)
10	再任 金井沢治 かな い たく じ 金 井 沢 治	社外取締役候補者 独立役員	男性	10回中10回出席 (100%)

候補者番号

1

ふ か い あ き ひ こ
深井 彰彦

● 生年月日 1960年11月3日

再任



- 所有する当行の株式の数
297,515株
- 取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行
2003年 6月	当行大阪支店長
2005年 6月	当行桐生支店長
2007年 6月	当行太田支店長
2009年 6月	当行リスク統括部長
2011年 6月	当行総合企画部長
2013年 6月	当行取締役総合企画部長
2014年 6月	当行常務取締役営業統括部長
2015年 6月	当行常務取締役 総合企画部、システム部、 東京事務所担当
2016年 6月	当行常務取締役 総合企画部、システム部、 東京事務所、秘書室担当
2017年 6月	当行専務取締役 総合企画部、システム部、 東京事務所、秘書室担当
2017年10月	当行専務取締役 総合企画部、システム部、 秘書室担当
2018年 6月	当行専務取締役 総合企画部、人事部、 秘書室担当
2019年 6月	当行代表取締役頭取 全般（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門、システム部門のほか、営業部門、リスク管理部門、人事・秘書部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2013年6月から取締役を、2019年6月からは代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

2

いりさわ ひろゆき
入澤 広之

● 生年月日 1960年 6月26日

再任



- 所有する当行の株式の数
125,265株
- 取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行
2003年10月	当行高崎支店統括次長
2005年 6月	当行所沢法人営業所（出張所）開設準備委員長
2006年10月	当行所沢支店長
2006年12月	当行審査部主任審査役
2009年 6月	当行審査部審査業務室長
2011年 6月	当行熊谷支店長
2014年 6月	当行総務部長
2016年 6月	当行執行役員総合企画部長
2018年 6月	当行常務執行役員総合企画部長
2019年 6月	当行常務取締役 総合企画部、総務部、システム部担当
2020年 6月	当行常務取締役 総合企画部、総務部、システム部、市場金融部担当
2022年 6月	当行専務取締役 営業統括部、コンサルティング営業部、ライフサポート部、スペシャライズドファイナンス部担当
2024年 4月	当行専務取締役 コンサルティング営業本部、グループ営業戦略部、スペシャライズドファイナンス部、ローンサポート部担当
2024年 6月	当行代表取締役副頭取 全般及び監査部担当（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門のほか、審査部門、総務部門、営業部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を、2024年6月からは代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

3

ごとう
後藤

あきひろ
明弘

● 生年月日 1962年 7月20日

再任



- 所有する当行の株式の数
85,955株
- 取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行
2005年10月	当行笠懸支店長
2008年 8月	当行人事部主任人事役
2010年10月	当行人事部副部長
2012年 6月	当行総合企画部副部長
2014年 6月	当行伊勢崎支店長
2016年 6月	当行監査部長
2017年 6月	当行執行役員監査部長
2018年 6月	当行執行役員人事部長
2019年 6月	当行常務執行役員人事部長
2022年 6月	当行常務取締役 人事部、リスク統括部、秘書室担当
2024年 6月	当行専務取締役 人事部、リスク統括部、秘書室担当
2025年 4月	当行専務取締役 HRマネジメント部、リスク統括部、秘書室担当（現在）

取締役候補者とする理由

人事部門のほか、監査部門、企画部門、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

4

たけい
武井

つとむ
勉

● 生年月日 1963年12月6日

再任



- 所有する当行の株式の数
134,521株
- 取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当行入行
2008年 4月 当行川越支店長
2010年 4月 当行人事部人材開発室長
2012年 6月 当行人事部副部長
2013年 7月 当行秘書室長
2015年 6月 当行渋川支店長
2017年 6月 当行執行役員宇都宮支店長
2019年 6月 当行常務執行役員営業統括部長
2019年 9月 当行常務執行役員本店営業部長
2021年 6月 当行常務執行役員前橋・伊勢崎・北毛地区統括
2022年 6月 当行常務取締役 審査部、事務統括部、
事務集中部、総務部担当
2024年 6月 当行専務取締役 審査部、事務統括部、
事務集中部、総務部、ローンサポート部担当（現在）

取締役候補者とする理由

人事・秘書部門のほか、審査部門、事務部門等に携わり、更に、地区統括役員として、前橋地区、伊勢崎地区、北毛地区の責任者を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役に就任し、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

うち ぼ り

内堀

た け お

剛夫

● 生年月日 1963年 9月29日

再任



● 所有する当行の株式の数
75,299株

● 取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当行入行
2009年 8月 当行総合企画部主任調査役
2011年 6月 当行高崎東支店長
2013年 7月 当行営業統括部営業戦略室長
2014年 6月 当行総合企画部副部長
2016年 6月 当行太田支店長
2018年 6月 当行執行役員審査部長
2019年 6月 当行常務執行役員総合企画部長
2020年12月 当行常務執行役員総合企画部長
兼ぐんま地域共創パートナーズ株式会社代表取締役
2021年 4月 当行常務執行役員総合企画部長
2022年 6月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、
市場金融部担当
2024年 4月 当行常務取締役 デジタルイノベーション部長委嘱
総合企画部、市場金融部、システム部、
デジタルイノベーション部担当
2024年 6月 当行専務取締役 総合企画部、
グループ営業戦略部、市場金融部、システム部、
デジタルイノベーション部担当（現在）

取締役候補者とする理由

企画部門のほか、審査部門、営業部門、システム部門、市場金融部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ほりえ
堀江

あきひこ
明彦

● 生年月日 1962年10月11日

再任



- 所有する当行の株式の数
81,763株
- 取締役会出席回数
10/10

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
2005年 6月 当行中泉支店長
2007年 6月 当行新宿四谷支店長
2010年 6月 当行太田支店副支店長
2011年10月 当行前橋支店長
2013年 7月 当行大宮支店長
2016年 6月 当行執行役員コンサルティング営業部長
2018年 6月 当行常務執行役員太田支店長
2020年 6月 当行常務執行役員営業統括部長
2021年 6月 当行常務執行役員太田・桐生・館林・栃木地区統括
2023年 6月 当行専務執行役員営業統括部長
2024年 4月 当行専務執行役員コンサルティング営業本部長
2024年 6月 当行常務取締役 コンサルティング営業本部長委嘱
コンサルティング営業本部、
スペシャライズドファイナンス部担当（現在）

取締役候補者とする理由

営業部門のほか、地区統括役員として、太田地区、桐生地区、館林地区、栃木地区の責任者を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2024年6月から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

こ ん ど う
近藤じ ゅ ん
潤

● 生年月日 1950年 7月20日

社外取締役
候補者独立
役員

再任



- 所有する当行の株式の数
42,900株
- 取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 株式会社SUBARU（当時の商号：富士重工業株式会社）入社
 2003年 6月 同社執行役員スバル製造本部長兼群馬製作所長
 2004年 5月 同社執行役員スバル原価企画管理本部長兼
 コスト企画部長
 2004年 6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長
 2006年 6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長兼
 スバル購買本部副本部長
 2007年 4月 同社常務執行役員戦略本部長兼
 スバル原価企画管理本部長
 2008年 6月 同社取締役兼専務執行役員戦略本部長
 2009年 4月 同社取締役兼専務執行役員
 2010年 6月 群馬テレビ株式会社社外取締役
 2011年 6月 株式会社SUBARU代表取締役副社長
 2016年 6月 当行取締役（現在）
 2017年 6月 株式会社SUBARU取締役会長
 2021年 4月 国立大学法人群馬大学理事（現在）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

株式会社SUBARUの取締役会長を務めるなど、企業経営についての豊富な経験及び幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏は2016年6月から当行の社外取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

にしかわ
西川く に こ
久仁子

● 生年月日 1962年7月9日

社外取締役
候補者独立
役員

再任



- 所有する当行の株式の数
6,100株
- 取締役会出席回数
12/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 シティバンク, N.A.入社
 1996年 2月 A.T.カーニー株式会社入社
 2000年 9月 株式会社スーパーナース代表取締役社長
 2010年 8月 株式会社ファーストスター・ヘルスケア代表取締役社長（現在）
 2013年 4月 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
 2013年 6月 株式会社ベネッセMCM代表取締役社長
 2015年 6月 オムロン株式会社社外取締役
 2017年 5月 株式会社FRONTEOヘルスケア代表取締役社長
 2018年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役
 2020年 6月 当行取締役（現在）
 株式会社ソラスト社外取締役
 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役（現在）
 2022年 4月 パナソニック株式会社社外取締役
 2024年 2月 キューピー株式会社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

外資系金融機関勤務、外資系コンサルティング会社勤務、人材派遣・紹介会社代表取締役を経て2010年に株式会社ファーストスター・ヘルスケアを設立し、現在も代表取締役を務めているほか、複数の企業の代表取締役や社外役員を務めるなど、企業経営について豊富な経験と幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏は2020年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

9

おおすぎ
大杉かずひと
和人

● 生年月日 1953年7月31日

社外取締役
候補者独立
役員

再任



- 所有する当行の株式の数
900株
- 取締役会出席回数
11/12

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 日本銀行入行
 1986年11月 BIS（国際決済銀行）エコノミスト
 1999年 6月 日本銀行松本支店長
 2001年 5月 同行大阪支店副支店長
 2003年 5月 株式会社産業再生機構RM統括シニアディレクター
 2005年 7月 日本銀行金融機構局審議役・金融高度化センター長
 2006年 5月 同行検査役検査室長
 2007年 4月 同行政策委員会室長
 2009年 4月 お茶の水女子大学客員教授
 2011年 9月 日本銀行監事
 2015年10月 日本通運株式会社警備輸送事業部顧問
 2016年 6月 NISSHA株式会社（当時の商号：日本写真印刷株式会社）
 社外取締役（現在）
 2018年 8月 フロンティア・マネジメント株式会社社外取締役
 2021年 6月 当行取締役（現在）
 2024年 3月 フロンティア・マネジメント株式会社社外取締役（監査等委員）
 （現在）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

日本銀行の支店長、検査室長、政策委員会室長、監事等を務めるなど、金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有していることに加え、株式会社産業再生機構での民間企業の事業再生や、複数の企業における社外取締役の経験等で培った幅広い見識を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏は2021年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に對して、独立役員として届け出ております。

候補者番号

10

かない
金井たくじ
沢治

● 生年月日 1959年 3月 5日

社外取締役
候補者独立
役員

再任



- 所有する当行の株式の数
300株
- 取締役会出席回数
10/10

略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 有限責任あずさ監査法人（当時の商号：監査法人朝日会計社）
入所
1984年 3月 公認会計士登録
1996年 8月 同監査法人社員
2001年 8月 同監査法人代表社員
2008年 6月 同監査法人本部理事
2009年 9月 同監査法人上級審査会会長
2011年 7月 同監査法人東京事務所第4事業部長
2015年 7月 同監査法人専務理事
KPMG Japan , Head of Audit & Assurance
2016年 4月 KPMG Asia Pacific, Head of Audit & Assurance
2019年 6月 有限責任あずさ監査法人副理事長
2024年 6月 エーザイ株式会社社外取締役（現在）
2024年 6月 当行取締役（現在）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割等

公認会計士として長年にわたり企業の会計監査業務に従事するなど、企業財務・会計、監査、内部統制、リスクマネジメントに関する幅広い知見や海外勤務など豊富な実務経験を有していることに加え、グローバル企業の経営に関する高い見識を有していること、更にグローバルファーム及び監査法人における多様なマネジメント経験を有していることから、こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。同氏は2024年6月から当行の社外取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、今後も客観的な立場で当行の業務執行の監督を行うこと、また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として検討プロセスに関与することを期待しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤潤氏、西川久仁子氏、大杉和人氏、金井沢治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 近藤潤氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
西川久仁子氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。大杉和人氏の当行社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。金井沢治氏の当行社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 責任限定契約について
当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は近藤潤氏及び西川久仁子氏、大杉和人氏、金井沢治氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、各氏が再任された後は、当行は各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
5. 役員等賠償責任保険について
当行は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役等が、その業務執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補者及び監査役の専門性と経験（スキルマトリクス）

【社内取締役・監査役】

氏 名	地 位	スキル区分							
		コーポレート ガバナンス/ サステナ ビリティ	地域 経済	営業	市場 運用	経営戦略/ 企画/規制 対応/新規 事業開発	人事	リスク 管理	システム
深 井 彰 彦	取締役頭取	○	○	○	○	○		○	○
入 澤 広 之	取締役副頭取	○	○	○	○	○			○
後 藤 明 弘	専務取締役	○		○		○	○	○	
武 井 勉	専務取締役	○	○	○			○		
内 堀 剛 夫	専務取締役	○		○	○	○			○
堀 江 明 彦	常務取締役		○	○					
武 藤 慶 太	監査役			○				○	
眞 下 公 利	監査役			○			○	○	

【社外取締役・監査役】

氏 名	地 位	スキル区分							
		企業 経営	金融 (理論・行政・ 規制)	企業財務・ 会計 (実務・理論)	企業法務 (実務・理論)	マクロ 経済	サステナ ビリティ	IT・デジタル・ フィンテック	地域経済・ 行政
近 藤 潤	取締役	○		○					○
西 川 久仁子	取締役	○					○	○	
大 杉 和 人	取締役		○			○			
金 井 沢 治	取締役	○		○					
神 谷 保 夫	監査役				○				○
笠 原 寛	監査役						○		○
鈴 木 澄 子	監査役			○					

・上記は、取締役候補者および監査役が有する全ての専門性・経験・知見を表すものではありません。

当行における社外役員の独立性判断基準の概要

○当行における社外取締役または社外監査役候補者は、以下のいずれの要件にも該当しない場合に当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注１）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近（注２）において、上記（１）（２）（３）に該当していた者
- (5) 次のＡからＤまでのいずれかに掲げる者（重要（注３）でない者を除く）の近親者（注４）
 - Ａ．上記（１）から（４）に掲げる者
 - Ｂ．当行の子会社の業務執行者
 - Ｃ．当行の子会社の業務執行者でない取締役
 - Ｄ．最近において、Ｂ、Ｃまたは当行の業務執行者に該当していた者

（注１）多額…過去３年平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円以上の金額、団体の場合は当該団体の連結売上高の２％または1,000万円のいずれか高い額以上の金額をいう。

（注２）最近…実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定した時点などをいう。

（注３）重要…業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士の資格を有する者をいう。

（注４）近親者…二親等以内の親族をいう。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果等

(主要な事業内容)

当行は、群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託・保険商品等の窓口販売業務、信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期のわが国経済は、緩やかに回復しました。個人消費は、物価上昇の影響はあるものの、賃金上昇の流れが続くなかで、持ち直しの動きが続きました。生産は、おおむね横ばい圏内で推移しました。輸出は横ばい圏内での推移から、年明け以降は回復の動きがみられました。設備投資は、堅調な企業業績を背景に持ち直しの動きがみられました。雇用情勢は改善の動きがみられました。

県内経済は、持ち直しの動きが続きました。個人消費は、食料品などを中心に物価上昇の影響を受けつつも、増加基調で推移しました。生産は、おおむね横ばい圏内で推移しました。設備投資は一部で弱含んだものの、全体としては堅調に推移しました。公共投資は底堅く推移しましたが、住宅投資は弱い動きとなりました。

金融面では、日本の長期金利の指標である10年国債利回りは、10月以降1.0%前後の水準から上昇基調で推移しました。さらに年明け以降は、日本銀行が段階的な利上げを継続する姿勢を示したことから、3月に入ると1%台半ばまで上昇しました。日経平均株価は7月に史上最高値を付けた後、8月に過去最大の下げ幅を記録するなど、当期前半は振れ幅の大きい展開となりました。その後は3万8,000円前後から4万円前後で推移しましたが、2月以降は米国の関税政策などが懸念され、水準を切り下げています。

(事業の経過及び成果等)

こうした金融経済環境のなか、2022年4月から2025年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「Innovation for “Purpose”」の最終年度を迎え、当行グループでは、引続き社会やお客さまの課題解決に積極的に取り組み、地域社会と当行双方が持続的に成長をめざしていくための諸施策を展開してまいりました。

■損益状況

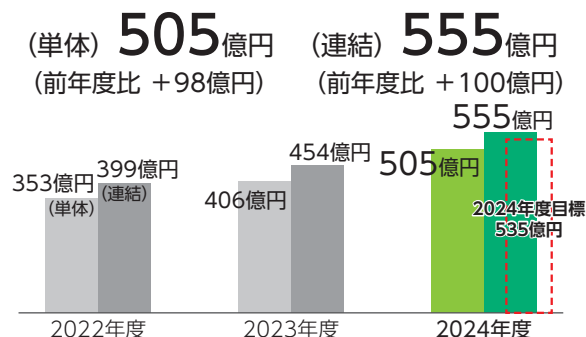
本業のコア業務純益（除く投資信託解約損益）は、貸出金残高増加と利回り上昇の効果による貸出金利息の増加や法人ビジネス等の非金利業務利益の増加などから前年度比98億90百万円増加の505億46百万円となりました。連結ベースでは前年度比100億13百万円増加し555億12百万円となり、公表利益535億円を20億12百万円上回りました。

経常利益は、本業の利益が増加したことに加え、有価証券関係損益の増加などから前年度比183億86百万円増加し575億73百万円、連結ベースでは前年度比182億40百万円増加し620億29百万円となりました。

当期純利益は前年度比122億73百万円増加し404億27百万円となりました。連結ベースでは前年度比127億74百万円増加し439億円となり、公表利益400億円を39億円上回りました。

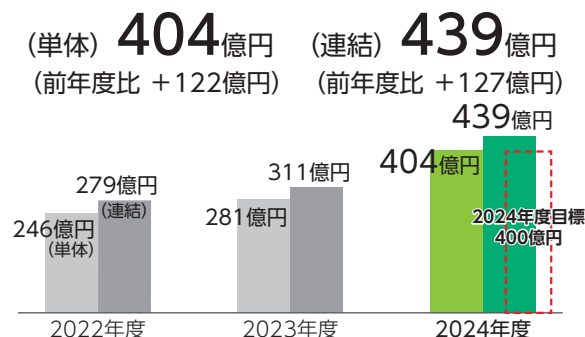
なお、中期経営計画の計数目標として連結コア業務純益450億円、親会社株主に帰属する当期純利益300億円を掲げていましたが、その水準はすでに前年度に達成しており、当年度はさらに利益水準を伸ばし、いずれも過去最高益を更新しました。

コア業務純益



(注) 投資信託解約損益を除く

当期純利益



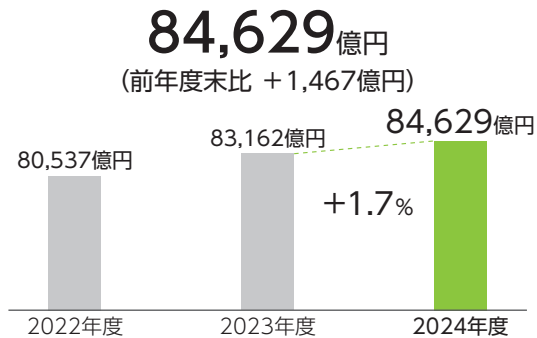
(注) 連結は親会社株主に帰属する当期純利益

■財政状態

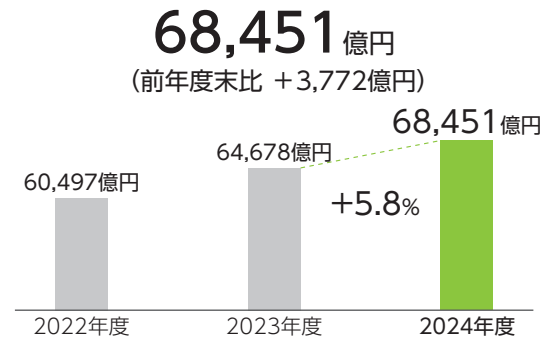
預金は、国内の法人預金や海外拠点の残高増加を主因に、前年度末比1,467億円増加（前年度末比+1.7%）し期末残高は8兆4,629億円となりました。

貸出金は、リテール貸出やクロスボーダーローン・ストラクチャードファイナンス、大企業向け貸出など全般的に増加したことから、前年度末比3,772億円増加（前年度末比+5.8%）し期末残高は6兆8,451億円となりました。

預金



貸出金



(2024年度の取組み)

■当行グループの「めざす未来」の実現に向けて

当行は、パーパスにもとづくめざす未来を「地域社会と当行グループの持続的な発展」と定め、その実現に向けた経営に取り組んでいます。

2022年4月にスタートした中期経営計画「Innovation for “Purpose”」は、現在の深掘り（フォアキャスト）と、めざす未来からの逆算（バックキャスト）により策定したもので、デジタル戦略の遂行を基盤とし、5つの改革による「つなぐ」力の強化と「つなぐ」力の発揮により未来を「つむぐ」ことを基本方針として掲げています。

中期経営計画の最終年度となる2024年度は、この基本方針にもとづき、主に以下の施策に取り組んでまいりました。

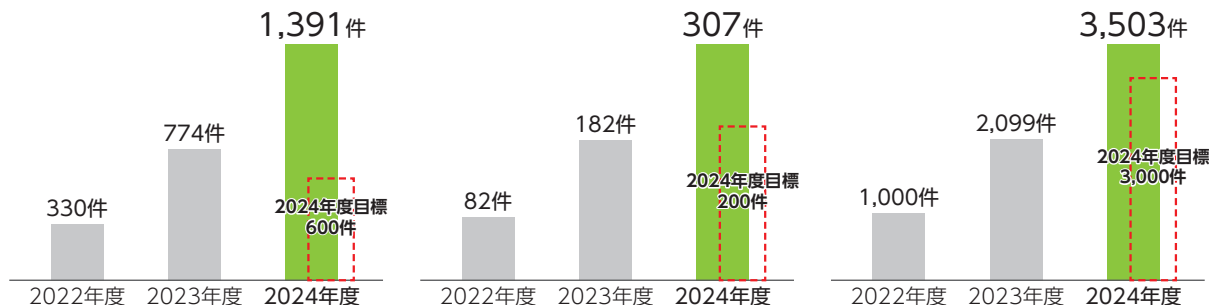
■お客さまの課題解決に向けた取組み

当行では2022年10月より、お客さまとの対話を起点として、お客さまのめざすゴールを共有し、その実現に必要な課題やニーズを把握したうえで、最適なソリューション提案を行う一連の営業活動を「つなぐプロセス」として展開しています。これまで8,965先のお客さまから24,000件を超えるニーズを把握し、事業承継や人材の確保、環境・社会課題への取組みに関する支援など、ファイナンス機能の提供だけでなく、グループの機能を最大限に活用しながら、多様化・複雑化するお客さまの課題解決に取り組んできました。2024年度は、特にニーズの大きい事業承継や、人材紹介等の分野において、前年度以上に多くのお客さまに対する支援に取り組むことで、中期経営計画で掲げる計数目標（つなぐKPI）を大きく上回る結果となりました。

事業承継課題解決件数の推移

人材紹介成約件数の推移

ビジネスマッチング成約件数の推移



<つなぐKPI（2022年4月～2025年3月）への取組み状況（3年間の累計）>

事業承継課題解決件数 : 1,391件（計画比231%）
 人材紹介成約件数 : 307件（計画比153%）
 ビジネスマッチング成約件数 : 3,503件（計画比116%）

個人のお客さまに対しては、グループ会社のぐんぎん証券株式会社（以下、ぐんぎん証券）との連携により、お客さまの資産の状況や、資産運用に対する考え方に応じて、それぞれが役割の棲み分けを行いながら、ゴールベースの提案活動に取り組んでいます。

2024年度は、銀行とぐんぎん証券の連携をより強化するため、銀行からぐんぎん証券への担当者の転籍を進めるとともに、2025年4月、営業店の担当者を本部の専門部署に集約し、スキルやノウハウの向上を図るなど、お客さまへの提案力向上に向けた体制の整備も行いました。

また、2024年8月には、深谷支店のリニューアルに合わせて、群馬県外では初めてとなる休日相談拠点「個人相談プラザ深谷」を深谷支店との併設によりオープンするなど、お客さまの利便性向上と接点の強化にも取り組んでまいりました。

こうした取組みにより、お客さまの課題解決に取り組んだ結果として、法人役務収入や預かり金融資産等収入などからなる連結非金利業務利益は前年度比で13億円増加し256億円となり、過去最高を更新しました。



▲ 2024年8月にオープンした深谷・深谷上柴支店（外観・内観）

■持続的な地域社会の実現に向けた取組み

1. 脱炭素化への取組み

当行では、当行自身による温室効果ガス排出量の削減と、お客さまの温室効果ガス排出量削減に向けた支援の両面から、地域の脱炭素化に取り組んでいます。

当行自身による取組みとしては、再生可能エネルギー由来の電力調達や、当行店舗への太陽光発電設備の設置などにより、2030年度の目標である「ネットゼロ」をめざし、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。2024年度は、当行の3店舗において、オンサイトPPA（※1）の活用により、新たに再生可能エネルギーの電力使用を開始したほか、2025年3月には、当行では初めてとなる「ZEB認証（※2）」を取得した店舗を群馬県の伊勢崎市内に開設しました。

また、お客さまへの支援については、2024年8月より新たに導入した「ぐんざんSDGs/ESG経営評価・診断サービス」等を通じて温室効果ガス排出量の可視化を支援するとともに、排出量の削減に向けたファイナンスやビジネスマッチングの提案に取り組んでいます。

今後もこうした取組みを通じて、当行が地域の脱炭素化を一層牽引してまいります。

※1…Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略。企業（電力需要家）の屋根や遊休地に発電事業者が無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業が使用することで、需要家が発電設備を保有することなく再生可能エネルギー利用が実現できる仕組み

※2…Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギー設備や創エネルギー設備の導入により、年間に消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと



▲ 太陽光発電設備を設置した中之条支店

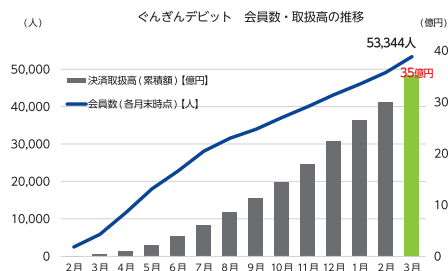


▲ 「ZEB認証」を取得した境支店

2. 地域のキャッシュレス化への取組み

当行グループでは、2024年1月より取扱いを開始したデビットカードの普及拡大や加盟店取引の推進を通じて、キャッシュレス決済が可能な店舗や事業所等の拡大を図ることで、地域のキャッシュレス化の進展に取り組んでいます。2024年度は、デビットカードの新規入会者向けのキャンペーンの実施や「ぐんぎんVisaデビット」の利用特典として「Vポイント（※3）」による還元を開始するなどの取組みにより、足下でデビットカードの利用者は5万人を超え、地域にキャッシュレス決済が着実に浸透しつつあります。

※3…VポイントはCCCMKホールディングス株式会社および三井住友カード株式会社の登録商標です。



▲ デビットカード利用者の推移



3. 地域産業の活性化への取組み

地域産業の活性化に向けた取組みの一例として、当行では投資専門子会社のぐんま地域共創パートナーズ株式会社（以下、GRASP）との連携により、伊香保温泉街の活性化に取り組んでいます。GRASPが運営するファンドを通じて、地域の事業者との共同により設立したまちづくり会社の石染株式会社では、伊香保温泉石段街のにぎわい創出の一環として、2024年12月、飲食店や物販店など複数のテナントからなる複合施設「IKAHO HOUSE166」をオープンしました。こうした事例のように、地域のステークホルダーとの連携により、引き続き地域産業の支援に取り組んでまいります。



▲ 2024年12月にオープンした「IKAHO HOUSE166」（外観・内観）

■人的資本の充実にに向けた取組み

1. 行員のキャリア形成支援および専門性向上への取組み

当行では、2024年6月より新たに導入した「ジョブ型」の人事制度のもと、行員のキャリア形成支援や専門性の向上に取り組んでいます。具体的には、マネジメント層などを対象とした「職務記述書」の作成により、特定のポストに期待される役割や求められるスキルを明示すること、すなわち「仕事の見える化」を通じて、行員のキャリアイメージの明確化に取り組んでいます。また、2024年度からは、行員が希望する職務に応募する制度「ジョブポスティング」を開始し、「適所適材」の人員配置に向けた取組みを進めるとともに、研修制度等の充実を図り、めざすキャリアに必要なスキル・能力向上に向けた支援も行っています。

2. DE&Iの推進および役職員のWell-being向上への取組み

人的資本の充実に向けては、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の推進や役職員一人ひとりのWell-being（ウェルビーイング）の向上にも取り組んでいます。2024年度は、女性活躍に向けたメンター制度の導入や管理職の育成プログラムを実施したほか、両立支援に向けた育児休業制度の充実等に取り組む、厚生労働省から「プラチナくるみんプラス」の認定を受けました。また、従業員が心身ともに健康な状態で活躍できる環境の整備をめざし、疾病予防・健康づくりを積極的にサポートするなど活力ある組織、働きがいのある企業風土づくりに取り組んできた結果として、「健康経営」の取組みが優れた上位法人500社（大規模法人部門、通称ホワイト500）に7年連続で認定されるとともに、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業として、当行としては初めて「健康経営銘柄（※4）」に選定されました。

※4…経済産業省と東京証券取引所が、上場企業のなかから特に優れた健康経営を実践する企業として選定した企業（「健康経営銘柄2025」には29業種から53社が選定）



(対処すべき課題)

少子高齢化や脱炭素化への意識の高まり、AIをはじめとしたデジタル技術の進展などに伴い、経済社会の構造変化が進むなか、足下では人手不足の深刻化や原材料価格の高騰により、地域のお客さまの生産性向上や事業承継への対応が大きな課題となるなど、当行グループを取り巻く環境は大きく変化しています。また同時に、日本銀行による段階的な政策金利の引き上げに伴い、長らく続いたマイナス金利時代が終わりを告げ「金利ある世界」が到来したことで、当行グループは大きな転換期を迎えています。

こうした環境のもと、2022年4月からスタートした中期経営計画「Innovation for “Purpose”」では、パーパスにもとづくゴールベース・ニーズベースの営業活動や、デジタル戦略の遂行、ジョブ型人事制度の導入による人材改革などを通じて、お客さまや地域の持続的な成長を支援するとともに、非金利業務利益の増強を中心に収益構造の改革を進めることで、当行グループの企業価値向上に努めてまいりました。

本年4月から新たな中期経営計画「Growth with “Purpose”」がスタートしました。本計画の策定にあたっては、「地域経済の持続的発展」「人口減少・少子高齢化への対応」「DXへの対応」「地球環境の保全と創造」「人的資本の充実」「確固たるガバナンスの構築」の6つをパーパス実現に向けた重点課題（マテリアリティ）として設定し、めざす未来からの逆算、すなわちバックキャストिंगの考え方により、基本方針や戦略テーマを検討する起点としました。

これまで取り組んできたパーパスを基軸とした経営をより高次元にしていくとともに、計画のテーマを「Growth（成長）」とすることで、「お客さまや地域」「当行グループ」「役職員一人ひとり」が持続的に成長していくことをめざします。

中期経営計画では2つの基本方針を掲げ、それぞれに複数の戦略テーマを設けています。1つめの基本方針を「社会的価値・経済的価値の好循環の構築」とし、足下で取り組んでいる「パーパスにもとづく営業活動」を深化させていくとともに、中長期的な目線で「サステナブルな地域経済圏の構築」に取り組んでまいります。また、こうした好循環を築く土台を盤石にするため、2つめの基本方針として「持続的な成長を支える事業基盤の強化」を設定しました。

パーパス | 私たちは「つなぐ」力で 地域の未来をつむぎます

マテリアリティ
(パーパス実現に向けた重点課題)

- ①地域経済の持続的発展 ②人口減少・少子高齢化への対応 ③DXへの対応
④地球環境の保全と創造 ⑤人的資本の充実 ⑥確固たるガバナンスの構築

地域・当行・役職員の持続的な **成長** をめざす

これまでの取組みを深化させ **成長** をつかむ

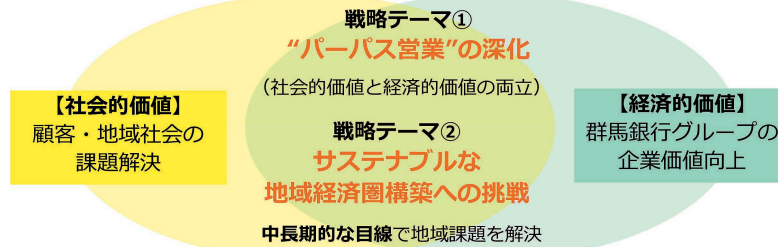
Back-casting

Fore-casting

2025年
中期経営計画

Growth with “Purpose”
～地域と群馬銀行グループの持続的な成長に向けて～

基本方針 I | 社会的価値・経済的価値の好循環の構築



基本方針 II | 持続的な成長を支える事業基盤の強化

戦略テーマ

- ①DX・業務改革 ②データ活用 ③人的資本 ④RORA経営 ⑤ガバナンス ⑥グループ連携・外部連携
事業基盤を強化し、パーパスで掲げる「つなぐ」力を高める

中期経営計画への取組みを通じて、引続きお客さまや地域の持続的な成長を支援していくとともに、当行グループの成長や従業員のエンゲージメント向上にも取り組むことで、「お客さま・地域」「当行グループ」「従業員」「市場・株主」の利益の実現を図ってまいります。

本年4月24日には、株式会社第四北越フィナンシャルグループとの経営統合に関する基本合意書を締結し、2027年4月の経営統合に向けて準備を進めております。相互信頼および対等統合を基本的な方針とし、それぞれの営業地盤において培ったお客さまとの信頼関係や地域への理解を結集させ、コンサルティング機能を拡充、高度化させることにより、地域への貢献と企業価値の持続的向上により一層取り組んでまいりますので、従来にも増してご支援を賜りますようお願い申し上げます。

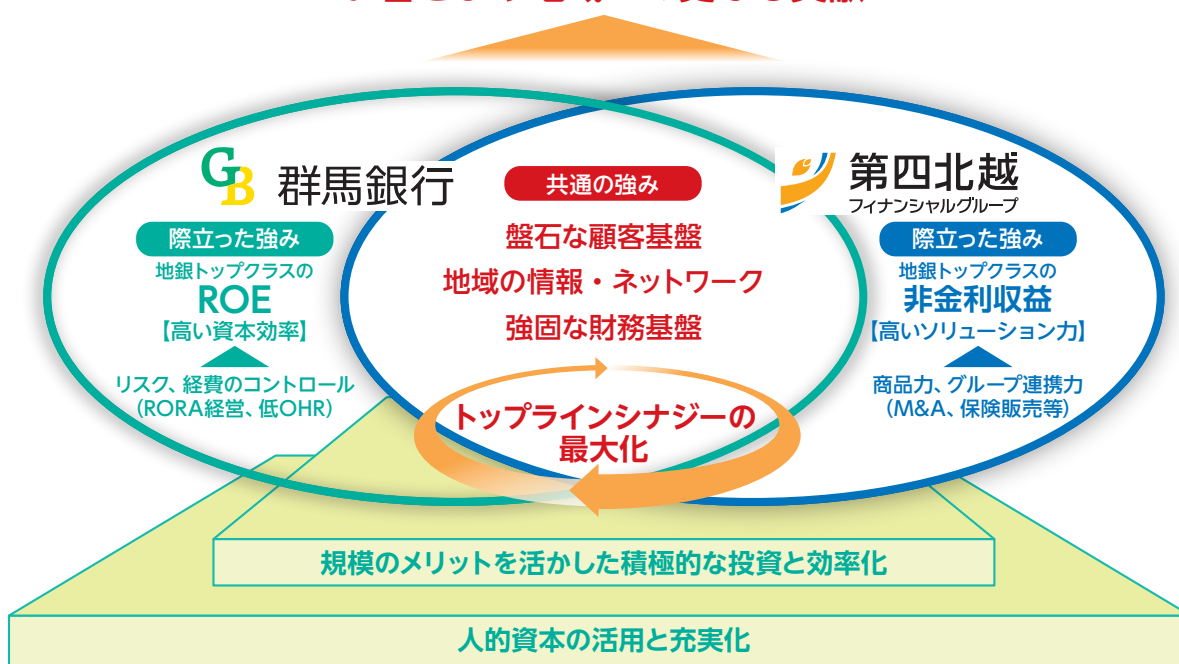
ご参考：株式会社第四北越フィナンシャルグループとの経営統合に関する基本合意について

当行と株式会社第四北越フィナンシャルグループ（以下「第四北越フィナンシャルグループ」といいます。当行と第四北越フィナンシャルグループを併せ、以下「両社」、それぞれのグループ会社を含めて以下「両社グループ」といいます。）は、取り巻く経営環境が加速度的かつ多面的に変化するなか、地域金融機関の使命である地域への更なる貢献を永続的に果たしていくため、それぞれの強みを持ち寄り協働することが、全てのステークホルダーの期待に応え、両社グループの経営理念・パーパスを実現させるための最適な選択と考え、2025年4月24日に経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書を締結し、協議を開始しました。

本経営統合は、堅調な収益力と強固な財務基盤をもつ両社が統合することにより、経営の規模と質の両面で地方銀行トップクラスの新金融グループへとステップアップを目指すものです。両社は相互信頼および対等統合を基本的な方針とし、お客さまや地域の成長・発展に貢献し続けるとともに、持続的な成長と企業価値の向上を着実に実現させ、お客さま、地域、株主の皆さまの期待に応えることができる価値ある地域金融グループを目指してまいります。

＜両社グループのシナジー効果を表すイメージ図＞

お客さまや地域への更なる貢献



【今後のスケジュール】

2026年3月（予定）	本経営統合に関する最終契約締結
2026年12月（予定）	両社臨時株主総会開催
2027年4月1日（予定）	株式交換効力発生日

（注）上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議や必要となる関係当局の許認可（Form F-4※による登録届出書の米国証券取引委員会への提出および効力発生を含みます。）の取得状況等によって変更になる場合がございます。

※Form F-4：米国証券法において株式交換などの組織再編取引の際に米国居住株主が10%以上存在する場合、米国証券取引委員会に対して、登録届出書（Form F-4）を提出する必要があり、相応の準備期間を要するものです。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	7,970,410	8,053,786	8,316,236	8,462,970
定期性預金	1,856,041	1,782,670	1,787,712	1,829,006
その他	6,114,368	6,271,116	6,528,523	6,633,964
社債	50,000	50,000	50,000	40,000
新株予約権付社債	—	—	—	—
貸出金	5,818,127	6,049,701	6,467,848	6,845,112
個人向け	2,337,034	2,373,771	2,425,481	2,493,455
中小企業向け	2,466,038	2,519,302	2,698,998	2,829,423
その他	1,015,055	1,156,628	1,343,369	1,522,234
商品有価証券	942	541	268	166
有価証券	2,507,918	2,623,820	2,296,691	2,196,387
国債	788,507	783,825	340,465	204,856
その他	1,719,410	1,839,994	1,956,225	1,991,531
総資産	11,126,926	10,633,101	10,763,586	10,504,680
内国為替取扱高	35,725,012	36,735,754	37,699,498	39,404,460
外国為替取扱高 (百万ドル)	3,337	3,418	3,988	5,493
経常利益	34,444	33,567	39,186	57,573
当期純利益	23,378	24,622	28,153	40,427
1株当たり当期純利益 (円)	56.01	60.11	70.94	104.82
信託財産	12,056	12,988	13,575	13,635
信託報酬	52	36	37	22

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考)

連結業績の推移

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総資産	11,148,539	10,662,300	10,818,218	10,557,174
純資産	529,256	515,810	573,095	562,937
経常収益	150,197	176,589	200,356	220,435
経常利益	39,111	38,316	43,788	62,029
親会社株主に帰属する 当期純利益	26,436	27,933	31,125	43,900

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,797人
平均年齢	41年8月
平均勤続年数	18年5月
平均給与月額	474千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
群馬県	111	(22)
埼玉県	24	(1)
栃木県	10	(1)
東京都	9	(―)
神奈川県	3	(―)
千葉県	1	(―)
長野県	1	(―)
大阪府	1	(―)
国内計	160	(24)
米州	1	(―)
海外計	1	(―)
合計	161	(24)

(注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当年度末
海外駐在員事務所	3か所
店舗外現金自動設備	51,986か所

□. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
個人相談プラザ深谷	埼玉県深谷市国済寺475-1

(注) 当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,101か所設置・517か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を160か所設置・335か所廃止、株式会社ローソン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を527か所設置・222か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を5か所設置・7か所廃止しました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額	2,726百万円
------------	----------

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

□. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
群馬中央興業 株式会社	前橋市元総社町 226番地	物品等の輸送、集配および 現金自動設備の保守、運 行、管理業務	百万円 10	% 100.00	—
ぐんざん証券 株式会社	前橋市本町二丁目 2番11号	証券業務	3,000	100.00	—
ぐんざん コンサルティング 株式会社	前橋市元総社町 194番地	コンサルティング業務、人 材ソリューション業務、地 域商社およびマーケティング・広告業務	100	100.00	—
ぐんま地域共創 パートナーズ 株式会社	前橋市元総社町 194番地	ファンドの組成・運営業務	100	100.00	—
ぐんざんリース 株式会社	前橋市元総社町 171番地1	リース業務	180	50.00	—
群馬信用保証 株式会社	前橋市元総社町 194番地	保証業務	30	45.45	—

- (注) 1. 資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記6社は、連結対象の子会社および子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は3社であります。

(重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中央金庫を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス、コンビニ収納サービス、Webでの口座振替受付サービス等を行っております。

4. 群馬県内の金融機関（当行、株式会社東和銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫および農林中央金庫）の提携により、群馬ネット資金センター（略称 G-NETセンター）の相互利用による代金回収（G-NET代金回収サービス）の提供を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社常陽銀行、株式会社横浜銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行の各行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
9. 群馬県内6信用金庫（高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫、北群馬信用金庫）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
10. 群馬県内3信用組合（あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
11. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行および株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィंकロス・パートナーシップ」を締結しております。
12. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社琉球銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
13. 株式会社第四北越銀行との間で、連携協定「群馬・第四北越アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
14. 株式会社足利銀行との間で、地域の産業活性化・課題解決、お客さまサービスの向上を目的とした連携協定「りょうもう地域活性化パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
深 井 彰 彦	取締役頭取（代表取締役） 〔全般〕		
入 澤 広 之	取締役副頭取（代表取締役） 〔全般および監査部〕		
後 藤 明 弘	専務取締役 〔リスク統括部、人事部、秘書室〕		
武 井 勉	専務取締役 〔審査部、総務部、事務統括部、 事務集中部、ローンサポート部〕		
内 堀 剛 夫	専務取締役 〔総合企画部、グループ営業戦略部、 市場金融部、システム部、デジタル イノベーション部〕		
堀 江 明 彦	常務取締役 コンサルティング営業本部長 委嘱 〔コンサルティング営業本部、 スペシャライズドファイナンス部〕		
近 藤 潤	取締役（社外取締役）	国立大学法人群馬大学 理事	
西 川 久仁子	取締役（社外取締役）	株式会社ファーストスター・ヘルスケア 代表取締役 AIGジャパン・ホールディングス 株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役 キューピー株式会社 社外取締役	
大 杉 和 人	取締役（社外取締役）	NISSHA株式会社 社外取締役 フロンティア・マネジメント株式会社 社外取締役（監査等委員）	
金 井 沢 治	取締役（社外取締役）	公認会計士 エーザイ株式会社 社外取締役	
武 藤 慶 太	常勤監査役		
眞 下 公 利	常勤監査役		
神 谷 保 夫	監査役（社外監査役）	りょうもう法律事務所 弁護士	
笠 原 寛	監査役（社外監査役）	公益財団法人群馬県教育文化事業団 理事長	
鈴 木 澄 子	監査役（社外監査役）	鈴木公認会計士事務所 公認会計士・税理士	(注) 2

- (注) 1. 取締役近藤潤氏、西川久仁子氏、大杉和人氏および金井沢治氏並びに監査役神谷保夫氏、笠原寛氏および鈴木澄子氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役鈴木澄子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
3. 取締役西川久仁子氏は、2025年3月31日をもって、パナソニック株式会社の社外取締役を退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行における役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針を定めた「役員報酬基本方針」は、次のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が同方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその助言・提言を踏まえて、当行の決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬基本方針

当行は役員報酬基本方針（以下「本方針」という）を策定し、本方針に基づいた考え方や手続きに則って、取締役報酬および監査役報酬に関する事項を決定する。

1. 取締役報酬制度における基本的な考え方

- 当行の経営方針の実現に資する取締役報酬制度とするべく、コーポレートガバナンス・コードの諸原則に基づき、取締役報酬制度における基本的な考え方を以下のとおり定める。
 - ・当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるものであること
 - ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
 - ・業績との連動性を適切に保ち、健全なインセンティブとして機能するものであること
 - ・不適切なリスクテイクに傾斜することのないものであること
 - ・優秀な経営人材を登用または確保できるものであること
 - ・取締役は一義的に当行全体の業績に責任を負う立場であることから、インセンティブ報酬を支給する際の個人別評価は、主管業務の業績よりも当行全体の業績への貢献に重きを置くものであること
 - ・客観性および透明性のある決定プロセスによるものであること

2. 報酬等の決定に関するガバナンス

- 以下の事項について、別に定める報酬諮問委員会規程に基づき、委員3名以上、かつ委員の半数以上を独立社外取締役により構成する報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、取締役会が報酬諮問委員会からの助言・提言を踏まえて決定する。
 - ・取締役報酬および監査役報酬に関する株主総会議案
 - ・取締役報酬に関する方針（本方針を含む）
 - ・取締役報酬に関する制度（個人別の報酬内容を含む）
 - ・上記各事項を審議するために必要な方針等、各事項に関して報酬諮問委員会が必要と認めた事項
- 監査役報酬は、監査役の協議によって決定する。

3. 報酬構成

(1) 社外取締役を除く取締役

【報酬構成の概要】

報酬の特徴	基本報酬	変動報酬		
		短期インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬	
現金／株式	現金報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	短期業績連動	業績非連動	中長期業績連動
報酬の名称	月額報酬	賞与	譲渡制限付株式	パフォーマンス・シェア

- 社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績等によって変動する「変動報酬」により構成する。
- 「変動報酬」は、事業年度ごとの業績に基づく短期インセンティブ報酬としての「賞与」と、中長期的かつ持続的な企業価値向上につなげる中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」により構成する。
- 「株式報酬」はさらに、一定期間継続して当行の取締役を務めることを条件とする事前交付型の「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加え予め定めた業績等評価指標の達成状況を条件とする事後交付型の業績連動型株式報酬である「パフォーマンス・シェア」により構成する。
- 各人の報酬構成割合は、報酬の絶対額等も勘案し、目指す水準を「基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝3：1：1」とする。

(2) 社外取締役および監査役

- 社外取締役および監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性を考慮し、基本報酬のみにより構成する。

4. 報酬水準

- 当行の業績の状況をはじめ、当行を取り巻く環境や社会経済情勢、業界動向等を踏まえ、当行として適切な水準を決定する。
- また、地域のリーディングカンパニーとして、地域企業の経営者報酬と比較して相応のクラスに位置する水準であるよう意識するとともに、外部調査機関による調査（いわゆる役員報酬サーベイ等）へ定期的に参加することにより、当該調査データを参考に決定する。

5. 業績連動報酬

(1) 賞与

- 短期インセンティブ報酬という性質上、毎事業年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的に、評価指標として連結当期純利益を採用し、業績連動部分は連結当期純利益の達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。

(2) パフォーマンス・シェア

○中長期インセンティブ報酬という性質上、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、評価指標として以下の4指標を採用し、達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。



○原則毎事業年度、上記報酬額に相当する当行普通株式を業績評価期間（直前3事業年度）における在任期間に応じて合理的に調整のうえ交付する。

n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度
業 績	評 価	期 間	株式 交付		
	業 績	評 価	期 間	株式 交付	...
		業 績	評 価	期 間	株式 交付

<パフォーマンス・シェアにおける報酬額算定で用いる評価指標の選定理由等>

評価指標	選定理由等
1株当たり連結 当期純利益 (連結EPS)	1株当たり当期純利益（EPS / Earnings Per Share）は、1株に対して当期純利益がいくらあるかという収益性を示す利益指標である。 当行は、パフォーマンス・シェアを中長期インセンティブ報酬の一つと位置付けており、その性質上、中長期における「結果」を反映した報酬であるべきとの認識の下、当該「結果」を測る指標として、第一に利益指標を挙げる。 その上で、単に連結当期純利益を用いるのではなく、株主から重要視される連結EPSがどれくらい成長したかを評価指標として採用する。

評価指標	選定理由等
連結業務粗利益経費率 (連結OHR)	業務粗利益経費率（OHR / Over Head Ratio）は、業務粗利益に対する営業経費の割合であり、この割合が低いほど、より少ない営業経費で、より多くの業務粗利益を上げていることを示す効率性指標である。 企業の生産性や効率性の向上は、特にわが国においては社会的要請となっており、加えて、当行が属する銀行セクターにおいては、経費削減への取組みを注視されている状況にあることを踏まえ、中期経営計画の計数目標にも掲げている連結OHRを評価指標として採用する。
株主総利回り (TSR)	株主総利回り（TSR / Total Shareholders Return）は、期初に株式を購入した株主が、期初株価に対しどれだけの配当とキャピタルゲイン（評価損益）を得られたかを示す、株主にとっての投資の収益性を示す指標である。 こうした株主価値指標を評価指標として採用することは「株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める」という本制度の導入趣旨に沿うものと考える。
サステナビリティ指標	当行グループは、「群馬銀行グループサステナビリティ方針」に基づき、事業活動を通じて、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めている。 国連が採択したSDGs17目標のうち、当宣言において当行が特に貢献可能であると定めた13目標に関連した経営指標のなかから評価指標として採用する。

6. 株式報酬の返還・消滅条項に関する考え方

○過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、過度なインセンティブが要因となる会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、一定の事由が生じた場合に株式報酬の全額または一部を返還・消滅させる条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を設定する。

7. 自社株保有に関する考え方

○株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、社外取締役を除く取締役を対象に、株式報酬を導入するとともに、別に定める「自社株保有ガイドライン」により、各人が役位に応じて一定量以上の当行普通株式を保有することを奨励する。

8. 開示方針

○本方針について、以下の開示資料や媒体を通じてステークホルダーに適切に開示する。
(有価証券報告書、株主総会参考書類、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、ホームページ など)

以 上

②取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			月額報酬 (業績非連動)	賞与 (業績連動)	譲渡制限付 株式報酬 (業績非連動)	パフォーマンス・ シェア (業績連動)
取締役	14名	368	232	77	46	11
監査役	7名	67	67	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に対して、「賞与」および「パフォーマンス・シェア」を支給しております。「賞与」の算定の基礎として選定した評価指標の内容、および選定した理由並びに算定方法については、「役員報酬基本方針 5. 業績連動報酬 (1) 賞与」に記載のとおりであります。なお、当事業年度における同実績は「親会社株主に帰属する当期純利益43,900百万円」であります。「パフォーマンス・シェア」の算定の基礎として選定した評価指標の内容、および選定した理由並びに算定方法については、「役員報酬基本方針 5. 業績連動報酬 (2) パフォーマンス・シェア」に記載のとおりであります。また、算定に用いた業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

		業績評価期間 (直前3事業年度)		
		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
①利益指標	1株当たり連結当期純利益成長率	97.0%	7.7%	15.0%
②効率性指標	連結業務粗利益経費率	59.6%	56.4%	57.8%
③株主価値指標	株主総利回り	△7.3%	30.2%	103.2%
④非財務指標	SDGs経営指標 (再生可能エネルギー事業向け融資実行額)	66.6%	104.9%	114.6%

3. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して、「譲渡制限付株式報酬」および「パフォーマンス・シェア」で構成する「株式報酬」を交付することとしております。詳細は、役員報酬基本方針「3. 報酬構成 (1) 社外取締役を除く取締役報酬構成の概要」および「5. 業績連動報酬 (2) パフォーマンス・シェア」に記載のとおりであります。また、当該株式報酬の内容およびその交付状況は「当行の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
4. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- 2012年6月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役の報酬額（確定金額報酬および賞与）を年額360百万円以内、監査役の報酬額を年額80百万円以内と決議しております。同定時株主総会終結時の取締役の員数は12名（うち社外取締役は1名）、監査役は5名であります。
 - 2019年6月25日開催の第134回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役を対象とする株式報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度と業績連動型株式報酬制度を導入し、両制度を合わせて年額120百万円以内かつ年50万株以内としております。同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。
 - 2020年6月24日開催の第135回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションから譲渡制限付株式への移行措置として、再任取締役を対象にして、既に付与済みの未行使株式報酬型ストックオプションを権利放棄し当行が無償で取得するかわりに、同数の譲渡制限付株式を割り当て、2020年度（第136期）に限り、本制度へ移行するために既存の現金報酬枠並びに株式報酬枠とは別枠を年額240百万円以内で設定することを決議いたしました。同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）であります。
5. パフォーマンス・シェアは業績評価期間（直前3事業年度）における在任期間に応じて当行普通株式を交付するため、員数には業績評価期間に退任した取締役4名も含めております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
近 藤 潤	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
西 川 久仁子	
大 杉 和 人	
金 井 沢 治	
神 谷 保 夫	
笠 原 寛	
鈴 木 澄 子	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約
該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項
該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当 行 取 締 役、 監 査 役、 執 行 役 員 等	当行は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役等が、その業務執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
近 藤 潤	国立大学法人群馬大学 理事
西 川 久仁子	株式会社ファーストスター・ヘルスケア 代表取締役 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役 キュービー株式会社 社外取締役
大 杉 和 人	NISSHA株式会社 社外取締役 フロンティア・マネジメント株式会社 社外取締役（監査等委員）
金 井 沢 治	公認会計士 エーザイ株式会社 社外取締役
神 谷 保 夫	りょうもう法律事務所 弁護士
笠 原 寛	公益財団法人群馬県教育文化事業団 理事長
鈴 木 澄 子	鈴木公認会計士事務所 公認会計士・税理士

- (注) 1. 当行と上記の兼職先との間には、特に記載すべき関係はありません。
2. 取締役西川久仁子氏は、2025年3月31日をもって、パナソニック株式会社の社外取締役を退任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
近 藤 潤	8年9ヶ月	当期開催の取締役会12回 すべてに出席しております。	上場企業の取締役会長を務めるなど、企業経営についての豊富な経験および幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
西 川 久仁子	4年9ヶ月	当期開催の取締役会12回すべてに出席しております。	複数の企業の代表取締役や社外役員を務めるなど、企業経営についての豊富な経験および幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
大 杉 和 人	3年9ヶ月	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
金 井 沢 治	9ヶ月	当期の在任期間中に開催した取締役会10回すべてに出席しております。	企業財務・会計、監査、内部統制、リスクマネジメントに関する幅広い知見や海外勤務など豊富な実務経験を有しており、客観的な立場で当行の経営の監督を行うことを期待しております。取締役会においては、経験や知見を活かした積極的な発言を適宜行い、業務執行に対する監督を果たすとともに、全体最適の視点より有益な意見を述べております。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会にすべて出席し、積極的に意見を述べ、検討プロセスに大きく関与しております。
神 谷 保 夫	4年9ヶ月	当期開催の取締役会12回および監査役会15回すべてに出席しております。	弁護士としての豊富な経験および幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
笠 原 寛	2年9ヶ月	当期開催の取締役会12回および監査役会15回すべてに出席しております。	長年にわたる地方行政等の経験や実績に基づいた幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
鈴 木 澄 子	9ヶ月	当期の在任期間中に開催した取締役会10回すべてに出席し、また同じく在任期間中に開催した監査役会10回すべてに出席しております。	公認会計士および税理士としての豊富な経験や幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	8	61

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,351,500千株
発行済株式の総数	405,888千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

29,936名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	53,461 千株	13.98 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	25,061	6.55
住友生命保険相互会社	10,657	2.78
明治安田生命保険相互会社	10,015	2.61
群馬銀行従業員持株会	9,872	2.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,746	2.28
東洋製罐グループホールディングス株式会社	7,330	1.91
日本生命保険相互会社	6,467	1.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,461	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,931	1.28

(注) 1. 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (23,499千株) を控除して計算しております。

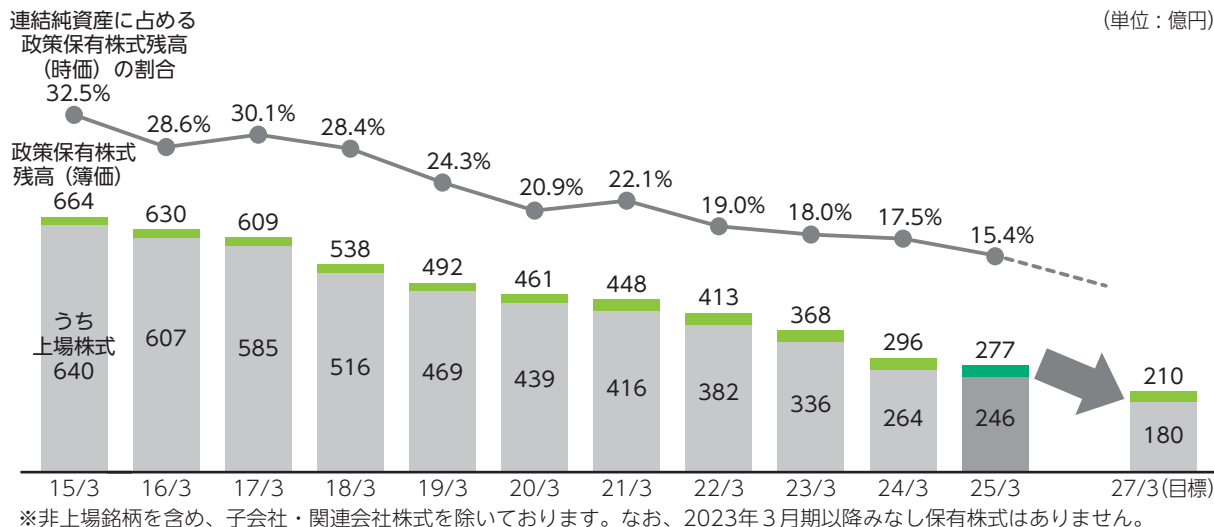
【ご参考】

政策保有株式に関する事項

- 当行は、政策保有株式について、取引先との取引関係の維持・強化、地域経済の活性化等、その保有意義が認められる場合において保有し、基本的には縮減していく方針としております。2022年11月には、2027年3月期までに上場政策株式の簿価残高を200億円縮減することを目標として掲げました。
- 個別の政策保有株式について、中長期的な取引関係や経済合理性等を精査のうえ、総合的に保有の適否を判断いたします。なお、取締役会は経費・信用コスト控除後利益やRORA (Return on Risk-Weighted Assets) 等の指標も用いて、定期的に保有の適否の検証を行っております。
- 当行は、上記方針のもと政策保有株式の縮減を進めており、2025年3月末における上場政策株式の簿価残高は前年度末比18億円縮減の246億円、連結純資産に占める政策保有株式残高（時価）の割合は15.4%となりました。また、200億円の縮減目標に対する進捗率は68%となりました。
- なお、中期経営計画「Growth with “Purpose”（計画期間2025年4月～2028年3月）」では、連結純資産に占める政策保有株式残高（時価）の割合を2028年3月末に10%未満としていくことを掲げています。

（参考）

なお、『連結純資産に占める政策保有株式残高（時価）の割合』および『政策保有株式残高（簿価）の推移』は以下のとおりです。



(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数（人）	株式数（株）
社外取締役を除く取締役	10	59,351

- (注) 1. 当行の株式報酬制度には、譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェアの2種類があります。内容は、「2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項」をご参照ください。
2. パフォーマンス・シェアは業績評価期間（直前3事業年度）における在任期間に応じて当行普通株式を交付するため、員数には業績評価期間に退任した取締役4名も含めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 森 重 俊 寛	68	(注) 2、3
指定有限責任社員 山 田 修		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
当行監査役会は取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当行における公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
4. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、93百万円であります。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
6. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査態勢等に問題が認められるなど、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当し、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

ロ. 子会社の会計監査人の状況

該当ありません。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

○業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が法令・定款および「企業理念」を遵守した行動をとるための規範として、「企業倫理」、「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定める。
- ② コンプライアンスの徹底を図るため、行内統括部署をリスク統括部とし、取締役会が決定したコンプライアンス行動計画に従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的に取り締役会に実践状況を報告させる。
- ③ コンプライアンスに関する重要事項の協議、実践状況の確認を行うため、コンプライアンス委員会を定期的に開催する。また、「内部通報制度取扱規定」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ④ 反社会的勢力との関係を遮断し、これらを排除するための内部体制を整備する。
- ⑤ 提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与に利用され得るという認識の下、これらを防止するための実効的な管理態勢を構築する。
- ⑥ 取締役会は取締役の職務執行を監督するとともに、業務執行の適正を確保するための態勢整備に努める。
- ⑦ 監査役および業務執行部門から独立した監査部がコンプライアンスに関する監査を実施する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めるところによるほか、議事録・本部申請書等の文書の保存および管理に関する行内規定により適切かつ確実に保存・管理する。
- ② 取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる保管体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理に関する基本方針」を定めて管理すべきリスクを認識し、個々のリスクの管理責任部署を定めるとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な把握と管理を行う。
- ② 取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに主要なリスクの状況について定期的に報告を受ける。
- ③ 大規模災害、大規模システム障害など不測の事態を想定した「危機管理計画」を策定し、定期的に訓練を実施する。

-
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」に「付議基準」および「報告基準」を定め、適切かつ効率的な業務運営を図る。
 - ② 職務の執行にあたっては、「職制規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」により、執行権限、執行責任者を定める。
- (5) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社運営ルールに従い、業務上の重要事項については当行との協議制とするグループ経営管理を行う。また、グループ経営会議を定期的開催し、業務執行状況、財務状況の把握や情報の共有化を図る。
 - ② グループ会社各社は、コンプライアンスやリスク管理に関する規定等を定め、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の確立を図る。また、内部通報制度を整備するとともに当行の「コンプライアンス・ホットライン」を活用できる体制とする。
 - ③ 重大なリスクを伴う事項については、企業グループ全体の利益の観点から、監査部による監査を実施する。
 - ④ 当行およびグループ会社各社は、相互に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務遂行を補助するため、監査役補助職務を担う使用人（監査役スタッフ）を1名以上配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役スタッフは、業務の執行に係る役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人とする。
 - ② 監査役スタッフの異動については監査役の同意を得ることとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常務会等の会議およびグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。
 - ② 当行およびグループ会社の役職員は、当行および当行グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には当該事実に関する事項、その他監査役が必要と認めた事項について、監査役に報告する。
 - ③ 「内部通報制度取扱規定」を適切に運用することにより、当行およびグループ会社における法令違反その他のコンプライアンスに反する事項に関して監査役への適切な報告体制を維持する。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前項の報告を行った当行およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払いや債務の弁済の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、当行の運営に関する意見交換等を行い意思の疎通を図るとともに、相互認識と信頼関係を維持する。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保するなど監査環境の整備を図るとともに、監査役会が定める「監査役監査基準」を尊重する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、業務の適正を確保するための体制について、原則として年1回、定期的に確認し、必要に応じて見直しを行っております。2025年4月開催の取締役会において、当事業年度における当該体制の整備・運用状況について年次検証を行いました。

(1) コンプライアンス体制

企業理念に則り、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理」、コンプライアンスの遵守基準である「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定めており、コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンス行動計画の策定や達成状況等について協議しております。

また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止（以下、マネロン等防止）の基本方針や組織体制を規定した「マネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与防止に関する規定」を定め、金融犯罪対策委員会を原則毎月開催するなど、マネロン等防止態勢の強化に取り組むとともに、こうした管理態勢を明確に示すため「マネー・ローンダリング等防止に関する基本方針」を公表しております。当事業年度では、更なる実効性向上に取り組む観点から、従来はコンプライアンス行動計画の一部であったマネロン等防止への行動計画を、新たに「マネロン等対策年間行動計画」として策定し、その進捗状況を取締役会に報告する体制を整備しました。

(2) リスク管理体制

「リスク管理に関する基本方針」において、リスク統括部を全行的なリスクの管理部署と定義し、管理すべきリスクの種類を規定しており、リスク統括部はリスク管理関連部と連携して、当行全体のリスクの把握と管理に努めております。また、取締役会はリスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに、主要なリスクの状況について定期的に報告を受けております。

当事業年度では、首都直下地震を想定した大規模災害対策訓練を、これまでの訓練よりも深刻な被害想定のもと、グループ全社で実施しました。本訓練では、実施前に新たに整備した本部による被災店へのサポート態勢の有効性検証を含め、非常時の対応プロセスを確認しました。また、業務継続に影響を及ぼす重要なシステムについては、障害発生時の対応マニュアルを策定し全行に周知する等、危機管理体制の強化に努めました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しており、必要に応じて、臨時に開催しております。取締役会資料を事前配付し、十分な審議を行うための事前準備に要する時間を確保するなど、取締役へのサポート体制の充実に努める一方、取締役会全体の実効性について、外部機関を活用した客観的かつ専門的な分析・評価を年1回行い、課題を洗い出すなど、取締役会の機能向上に向けて継続的に取り組んでおります。

また、取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立社外取締役が適切に関与し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会並びに報酬諮問委員会を設置しており、当事業年度は指名諮問委員会を4回、報酬諮問委員会を4回開催しました。指名諮問委員会では、「取締役候補者の選定」や「執行役員の選任」に関するプロセスにおいて、新任候補者層のスキルやアセスメントを同委員会の委員である独立社外取締役に明示するなど、両委員会の実効性向上に努めております。こうした取組みに加えて、取締役会の実効性評価における議論を踏まえ、社外取締役の更なる機能発揮に向けて、社外役員懇談会や、社外取締役と監査役との意見交換会、重要テーマに関する社外取締役と所管部との意見交換会等を開催しております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

監査役は、当行およびグループ会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、常務会やグループ経営会議等の行内会議に出席し、意見を述べる機会を確保しております。また、監査役会直属の監査役室に監査役スタッフを配置しております。

当事業年度も、代表取締役と監査役との年2回の定期的な意見交換や、社外取締役と監査役との年4回の定期的な意見交換に加え、代表取締役を含む業務執行取締役と常勤監査役との意見交換を継続的に実施するなど、意思疎通に努めることで、監査役監査の実効性の確保につなげております。

■ 会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月2日

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年4月24日開催の取締役会において、株式会社第四北越フィナンシャルグループと経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月2日

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年4月24日開催の取締役会において、株式会社第四北越フィナンシャルグループと経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第140期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社に赴き調査をいたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月7日

株式会社 群馬銀行 監査役会

常勤監査役	武 藤 慶 太	Ⓔ
常勤監査役	眞 下 公 利	Ⓔ
社外監査役	神 谷 保 夫	Ⓔ
社外監査役	笠 原 寛	Ⓔ
社外監査役	鈴 木 澄 子	Ⓔ

群馬銀行グループ サステナビリティ方針 (GB Sustainability Policy)

群馬銀行グループは、パーパス「私たちは『つなぐ』力で地域の未来をつむぎます」に基づいた事業活動を通じて、地域経済の持続的発展や環境・社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

また、ステークホルダーの皆さまとの対話や積極的な情報開示を通じて、取組みへの共感や信頼関係をより高めてまいります。

<マテリアリティ（パーパス実現に向けた重点課題）と取組方針>

1. 地域経済の持続的発展

- 地域の事業者の皆さまの成長支援や、イノベーション支援、スタートアップ支援など、地域活性化に向けた取組みを充実させるとともに、お客さまの多様なニーズに応じた金融サービスの提供により、地域経済の持続的な発展をサポートします。
- 地方公共団体や法人、個人のお客さまなどとのパートナーシップにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

2. 人口減少・少子高齢化への対応

- 次世代の担手を育成するため、地域の皆さまの金融リテラシー向上に向けた金融経済教育の充実に取り組むとともに、お客さま一人ひとりのライフサイクルに沿った適切な金融サービスの提供により、お客さまの豊かで安心な未来を実現します。

3. DXへの対応

- デジタル技術の活用により、地域の事業者の皆さまの生産性向上に向けた支援や、地域エコシステムなど持続可能なインフラ構築、金融へのアクセシビリティ向上に取り組みます。

4. 地球環境の保全と創造

- 環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまの支援や、私たちの事業における環境負荷の低減に努めるとともに、気候変動対応や自然資本の維持に取り組みます。

5. 人的資本の充実

- すべての職員が生き生きと活躍できる職場づくりに向けて、役職員の多様性を高め、人材育成や柔軟な働き方の実現に取り組めます。
- 人的資本の充実を図ることで、多様化するお客さまのニーズへの対応や地域の課題解決につなげていきます。

6. 確固たるガバナンスの構築

- お客さまのニーズに応え、地域やお客さまの持続的な成長を支援していくため、安定的かつ強固な経営基盤の確保に向け、グループ体となったガバナンスの高度化に取り組みます。

<関連する（主な）SDGs>



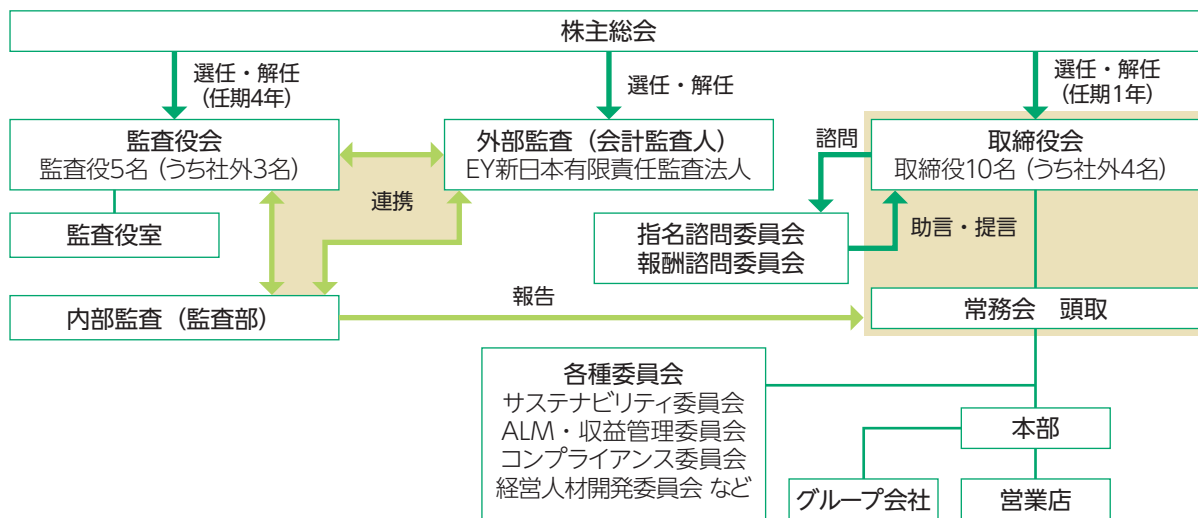
コーポレート・ガバナンス

当行は、地域社会の発展を常に念頭に置き、お客さまの金融ニーズへの確に対応するとともに、資産の健全性確保、収益力の強化等により企業価値を高め、株主の皆さまや市場から高い評価を得ることを経営の基本方針としております。

この基本方針を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最も重要な課題と位置づけ、以下の3点に取り組んでおります。

- (1) 適正な経営の意思決定と効率的な業務執行体制の構築
- (2) 健全な経営の基礎となるコンプライアンス体制とリスク管理体制の充実
- (3) 透明性ある経営を目指した企業情報の適時適切な開示と積極的なIR活動

コーポレート・ガバナンス体制



コンプライアンス

取締役会をコンプライアンス最高責任機関とし、コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役会の委任を受けたコンプライアンス委員会が審議を行っています。

リスク管理

取締役会は、リスク管理の重要性を充分認識し、経営方針等を踏まえたリスク管理の方針を決定し、リスク管理を重視する企業風土の醸成に努めています。

株主総会会場ご案内図

株主総会は群馬銀行本店3階大会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



所在地： **JR東日本
新前橋駅西口** 徒歩約**15分** → **群馬県前橋市
元総社町194番地**

電話： **027-252-1111** (大代表)

お車でお越しの際は、当行本店南側にある駐車場をご利用ください。
タクシーでお越しの際は、新前橋駅東口ロータリーよりご利用ください。

会場へお越しの際は、本店営業部西側の階段またはエレベーターをご利用ください。